

Summits on the Air

General Rules

(日本語版)



Document Reference	Uncontrolled
Issue number	1.16
Date of issue	01-Aug-2010 Translation 25 January 2015

Authorised	Uncontrolled version, Translated in SOTA JA
Association Manager	Toru Kawauchi (JH0CJH)
Summits-on-the-Air	an original concept by G3WGV and developed with G3CWI

Notice

“Summits on the Air” SOTA and the SOTA logo are trademarks of the Programme. This document is copyright of the Programme. All other trademarks and copyrights referenced herein are acknowledged.

Table of contents

内容

3.1	目的	5
3.2	プログラム構成	6
3.2.1	適用範囲	6
3.2.2	マネジメントチーム	6
3.2.3	支部	6
3.2.4	地域	6
3.2.5	プログラム運用	7
3.3	SOTAプログラム施行日	7
3.4	参照番号システム (ID 番号) について	7
3.5	サミット定義のガイドライン	8
3.6	サミットの追加、削除	8
3.6.1	サミット候補からの運用	9
3.6.2	サミットの削除	9
3.7	ACTIVATOR のルール	9
3.7.1	有効な EXPEDITION の条件	9
3.7.2	スコア	10
3.7.3	行動規範	10
3.7.4	EXPEDITION の実行能力	12
3.8	CHASER のルール	12
3.9	SWL のルール	13
3.10	電波形式と周波数バンド	13
3.11	スコアシステムについて	13

Summits on the Air – General Rules (JA)

3.11.1	スコアに関してのその他のオプション	14
3.11.2	シーズンボーナスオプション	14
3.11.3	ACTIVATOR のスコア計算における優先順位	14
3.12	ドキュメンテーション	15
3.12.1	一般規則	15
3.12.2	支部参照マニュアル	15
3.12.3	他の文書	16
3.12.4	優先順位	16
3.13	アワード	16
3.13.1	プログラムのアワード	16
3.13.2	支部スポンサーとなるアワード	17
3.14	管理	17
3.15	情報公開	17
3.16	SOTA 運用周波数	18
3.17	商標と著作権	18

Summits on the Air – General Rules (JA)

1. 更新履歴

Date	Version	Details
25-Jan-15	1.16	Translation into Japanese by SOTA JA

2. 用語定義

この文書中に使用される用語の定義を下記に示す。定義された用語は先頭文字を大文字にすることによって表わされている。(例 “Activator”) また、この定義中に使われている用語については斜体にて表示される。(訳者注：翻訳している都合上この定義中に使われている用語を斜体で表わすことはしていません)

用語	定義
Activator	SOTA のために Summit にて運用される個人もしくは、そのグループ
ASL	Summit として参照される標高
Association	ある DXCC エンティティもしくはその DXCC エンティティの中の一部、もしくは DXCC エンティティのグループ内の支部。支部はプログラムマネジメントチームによって承認され、登録された General Rules を満足するサミットとその数値データを保持する
Association Reference Manual	支部によって作成された文書であり、サミットとして認定されるための数値データのリストを持ち、その他のプログラムを運営するための有用な情報
Chaser	Activator との交信し申請を提出する SOTA に参画する個人
Class	プログラムに参加する形式で Activator と Chaser がある
Col	2つのサミット間の標高線の鞍部 サドルともいう
Entity	DXCC アワードに使われる DXCC リスト。旧来 DXCC カントリーと呼ばれていたもの http://www.remote.arrl.org/awards/dxcc/rules.html 参照
Expedition	プログラムによって規定される最低 QSO 数を満足する Activator のサミットへの登頂
General Rules	すべての支部、および参加者が従う SOTA プログラムのルール
Incorporated	プログラムマネジメントチーム (SOTA 本部) によって Association Reference Manual (支部ルール) が認証された時に正

Summits on the Air – General Rules (JA)

用語	定義
	式に登録されること
International Reference Number	例として G/LD-003 や W2/WE-003 のようにプログラム全体を通して使用されるサミットの識別 ID 番号
IOTA	Islands on the Air RSGB (英国無線連盟) によって組織される島嶼との交信によって IOTA アワードプログラム
Management Team	世界的に運用される SOTA プログラム全体の管理組織 (SOTA 本部)
Operating Position	Activator がサミットで運用する送信設備の正確な位置情報
Participant	SOTA プログラムの中で活動する個人であり Activator, Chaser, SWL を含む
Programme (The)	Summit on the Air のこと (SOTA と略す)
Reference Number	支部の中で定義されるサミットの ID 番号 例 LD-003
Region	支部の中で管理上分割される地理的なエリア
Relative Height	サミットの周囲との相対的な高度 沿岸地域では絶対標高高度とほぼ同意であるが、この数値は山頂からの標高差 150m 以内の運用地点の規定などに使用される Set of Rules General Rules と Association Reference Manual によって構成される支部のプログラムルール
Short Wave Listener	Activator-Chaser の交信を受信しアワード申請することによって SOTA に参加する個人
SOTA	Summits on the Air (プログラムとも呼ぶ)
Subdivision	DXCC エンティティ同様に広大な DXCC エンティティを小さなエリアに分割するプロセス
Summit Reference Number	(ID 番号) が割り振られた支部によって認証された山の頂上
Vertical Distance	サミット (山頂) と運用地点の標高差

3. プログラム規定

3.1 目的

SOTA (プログラム) の目的は、世界中の山岳から実施されるのアマチュア無線運用支援を目的とし、すべての DXCC エンティティのアマチュア無線家にアワードを提供することである。

Summits on the Air – General Rules (JA)

SOTA プログラムは明確に定義された山頂からの無線運用を対象とする。プログラムへの参加は可能な限り広範囲に渡り、低山も含まれている。その標高によって得点が加算されていく。ただし自動車などの乗り物からの運用はできない。

プログラムは山岳で運用する Activator、それを追いかけて交信する Chaser、そして SWL リスナーの参加によって成り立つ。

3.2 プログラム構成

3.2.1 適用範囲

SOTA プログラムは全世界の、そしてすべての無線愛好家の参画が可能です。その山頂が公の場所で誰でもアクセスできる場所であれば、Activator の山頂での運用に関しては何の制限もありません。Chaser と SWL に関しては、自分の国に SOTA 支部が存在していなくても、どの地域からも参加が可能です。

3.2.2 マネジメントチーム

SOTA プログラムの全体を管理するため小規模なマネジメントチームが組織されています。特にこのチームにてプログラムの General Rules を取り決めて支部によって必要な提案などの決定を行います。

3.2.3 支部

地理的に分割された SOTA プログラムの組織は General Rules を適用し支部として設立されます。その形によって、おそらく 3 種類の支部が存在します。

1. 世界の DXCC エンティティごとに SOTA 支部を設立するように、エンティティが支部を形成する形のもの
2. 米国のように地理的に広大な DXCC エンティティの場合はその中を細分し設立するように細分したエリアごとに支部を形成する形のもの
3. 地理的に小さな DXCC エンティティの場合は複数のエンティティでひとつの支部を形成する形のもの

各支部には Association Manager が存在する。Association Manager は地域にて適切なルールおよび必要な数値データを定義する。同時に Association Reference Manual (支部ルール文書) を作成し、SOTA 本部の Management Team に提案する。この Association Reference Manual が SOTA 本部の承認を得て支部が SOTA に参画することになる。

3.2.4 地域

Summits on the Air – General Rules (JA)

支部の管轄エリア内には 1 つ以上の地域が存在する。 それら地域は地理的、地形的に明確に定義される必要がある。

3.2.5 プログラム運用

SOTA プログラムはインターネット上でウェブサイト、電子メールによって管理運営され運用コストは最小限に抑えられる。 SOTA プログラムはそのアワードなどすべて各自の費用負担にて運営される。 SOTA のウェブサイトは <http://www.sota.org.uk> である。

Expedition に関する報告やその他の SOTA プログラムに関してのトピックは討議グループ <http://groups.yahoo.com/groups/summits> の中で行われています。

3.3 SOTA プログラム施行日

SOTA プログラムは 2002 年 3 月 2 日に開始しています。 各支部はそれぞれ SOTA に参画した施行日が別に設定されています。 アワード申請は所属支部が設立された日時以降のものが使用可能です。

3.4 参照番号システム (ID 番号) について

それぞれの支部の地域ごとに固有の 2 文字の ID が付与されます。 それぞれの地域の中のサミットは 001 から 999 までの範囲で ID 番号が付与されます。(現時点で数百以上のサミットが一つの地域内に存在しているところはありませんが、必要であれば地域の細分化を行うことになるでしょう) 支部ごとにこれにて固有の ID 番号が形成されることになります。例 LD-003 など 数字部分が 100 以下の場合は 0 を付加します。 この参照番号 (ID 番号) は SOTA プログラムを通じサミットの特定のために使用されます。 この ID 番号を世界的に固有番号とするために SOTA 参照番号として支部を表わすプリフィックスを付加されます。この SOTA 参照番号としては 2 通り存在し、

- エリアが細分化されていない場合、ITU の取り決めたプリフィックスを用いる 例 G/LD-003
- エリアが細分化されている場合、ITU の取り決めたプリフィックスに細分 ID 番号を用いる 例 W2/WE-003

IOTA プログラムの参照番号との混乱を避けるためサミット ID 番号は下記の文字は使用禁止とする。 AF, AN, AS, EU, NA, OC, SA

もし、測定精度の向上などでサミットの位置データが変更になったり、Activation Zone の中で最高地点が変わった場合でもオリジナルの ID 番号は保持されるが、それ以外の変更があつ

Summits on the Air – General Rules (JA)

た場合は新たな番号が割り振られるかもしくは削除される。 サミットが何らかの理由により削除された場合でも ID 番号の再割り当ては行わず欠番とする。

3.5 サミット定義のガイドライン

それぞれの支部は支部の中の地形によってサミットリストを定義する方針を決定する必要がある。 この定義は次のようなガイドラインを検討すること。

1. 支部はサミットの定義に十分な地理的な研究を行う必要がある。 SOTA Management Team (SOTA 本部) は最少のコルの標高との差として 150m 以上あることを推奨する。 各国の地理的状况によるが、最低限 100m 以上の標高差は必ず確保すること。(補足 : SOTA 日本支部は 150m を採用します) この規定が適用できない場合、また適用できない細分化された支部は残念ながら SOTA への参画はできない。 150m の標高差が適用できない支部に関しては、規定する標高差の案とともに、低い標高差を使うことによる大きな効果などを提案すること。

2. サミットは明確な頂上である必要がある。 つまり、支部で規定するサミットとコル (鞍部) の標高差が規定以上あることが必要。 この標高差よりも小さな、浅いコル (鞍部) しかない場合はひとつのサミットとして定義される。 この原則はそれぞれのサミットへ明確な登頂が必要なことを意味している。

3. SOTA プログラムは大自然の中での活動であり必ずしも最高地点だけの運用だけに制限できるものではない。 このため多くの参加者の運用のために上記 1 に示す標高範囲内の運用が可能。 このサミットの範囲を許容していない Association Reference Manual (支部規定) は Management Team によって否決される場合がある。

4. 道路によってアクセスが可能なサミットであっても SOTA プログラムに組み入れることができるが、車両を使った運用は認められない。

正確なサミット (山頂) からの運用は困難であり、不可能な場合もある。 また SOTA の無線運用が他の登山家の邪魔にならぬようにすることが必要である。 このためそれぞれの支部において、無線運用を有効と定義する、山頂地点からの標高差が決められている。

3.6 サミットの追加、削除

支部のサミットのリストは、最初から完全である必要はない。 支部の中で SOTA プログラムを進める中で更改していくことが可能。 サミットは支部の取り決める規定を満たすかど

Summits on the Air – General Rules (JA)

うかを検討しながら追加していくことが可能。このように後日追加されたサミットについては参照する ID 番号が付与されたときから有効となる。

3.6.1 サミット候補からの運用

新しいサミット候補から運用する Activator は Expedition の事前に該当する地域マネージャーや支部長に必要な情報を提供し、規定を満足することを示すことが必要。この結果として参照 ID 番号が支部長から付与され、そのサミットでの運用開始日は Management Team (SOTA 本部) と合意しておく必要がある。

3.6.2 サミットの削除

サミットは必要な規定を満足しなくなった場合 (例 測定精度の向上など) は削除される。削除日前の運用によるクレジット (得点) は有効であり、削除後も保持される。

3.7 Activator のルール

すべての Expeditor は、登山道およびその場所使用にかかわる地域・固有の規則に厳格に従うこと。特に Activator は選択したサミットからの運用にかかわる必要な許可、ライセンスを保持していること。特に地主による許可無しでキャンプや宿泊を行うことが許されない場合もある。

3.7.1 有効な Expedition の条件

Expedition が有効と考えられるためには次のことが満たされる必要がある。

1. Activator は必要な無線設備からの送信許可を保持していること
2. すべての運用はアマチュア無線の免許規定を満足し、該当する支部の存在する国、地域での許可されたアマチュア無線周波数バンドを使用すること
3. サミットへの最終アクセスはモーター車両 (車、オートバイ) によるものではないこと
4. 運用地点は 3.5 章にて認められた、サミットからの標高差以内であること。地形上、運用地点と山頂の標高差が規定以内であること
5. 無線設備は運用地点まで Activator チーム自身によって運搬されること
6. すべての無線設備は可搬電源設備 (バッテリー、太陽電池、他) から供給されること。定常的に設置されている電源や化石燃料を用いた発電機等は一切認められない。

7. すべての運用はサミットに存在している送信装置を使って行われること。
8. 該当するサミットからの運用と認められるためには最低限 1 つの QSO がそのサミットから行われること。 また、サミットからの運用 Point 獲得のためには最低 4 つの異なる局との QSO が必要。(訳者注： 前者は運用した山岳の数としてカウントするため、後者はその運用におけるポイント獲得のため)
9. 同一の Activation Zone からの運用者との QSO はカウントに含めない。
10. リピーターを使った QSO はカウントに含めない。
11. Activator Point はオペレータに帰属し、使用するコールサインに関わらずに生じる。しかしオペレータはそのコールサインの運用の許諾は得ていることが必要。 同一局であっても複数のオペレータが Activator Point を申請に使用できる。 それぞれの個人オペレータがそれぞれ必要な最少限の QSO 数を満たす必要がある。
12. Activator は Point 申請のために Expedition のログデータを提出する必要がある。また請求がない場合、Chaser からの申請を実証するために Activator はログ提出を求められる場合がある。 ログデータは SOTA のウェブサイトにあるエントリーフォームを用いて作成すること。 詳細は SOTA のウェブサイトを参照。
13. 山頂が複数の支部によって ID 番号を付与された場合、Activator はそれぞれの支部に申請可能だが運用地点は該当支部によって管轄地域内であること。 運用免許の取り決めによる場合以外、運用者のポジションが Operating Position と認められる。同一の山頂からの運用はそれぞれの支部において年に一回だけ認められる。

3.7.2 スコア

Activator は上記の最低 QSO 数を満足する限り、総 QSO がいくつであろうがサミットポイントを申請可能。 サミットでの運用は何度でも可能であるが、同一の頂上における、同一の個人の運用のサミットポイントの申請はカレンダー一年の中で 1 回とする。 なお、申請に際し QSL カードの獲得は必要ない。

3.7.3 行動規範

Summits on the Air – General Rules (JA)

SOTA プログラムへの参加はだれでも可能であるが、SOTA ウォッチ (注: SOTA のクラスターのようなもの) や SOTA データベースなどの使用に関しては登録が必要。しかし、参加者が SOTA の目的に反する使い方をしたような場合は、SOTA 本部はそのようなシステムの使用や事前登録されたデータの使用を禁止する場合がある。これは極端にまれなケースと思われるが、この場合 SOTA 本部の決定は最終判断となる。これが全部のケースではないが、このような認められない行為の代表としては下のようなものである。

- 1.SOTA ウォッチの上の利用規定の継続的な違反をした場合
2. SOTA とは関係の無い連絡先のデータベース要求をした場合
3. SOTA 本部のマネジメントチームや他の SOTA 参加者を脅迫したり、虐待した場合
4. SOTA 規則に対しての継続的な違反をした場合
5. SOTA ソフトウェア (セキュリティチェックを無視するか、別のユーザーに成り済ますことを含む) の不正使用をした場合
6. SOTA の評判を落とすような行為をした場合

SOTA の評判を落とすような行為をする例としては、下記のような常識的な行動ができない場合を含む。

Activator は、環境に少しのダメージを与えてもいけない。これは故意であるか、注意不足から生じているかどうかにかかわらず、山岳自体や、壁、フェンス、生物、建物、その他にとってのダメージを含。ゴミを残すことを避けるために十分な注意がされなければなりません。それらダメージは環境を悪化させ、生物に潜在的に危険を残してしまう。

Activator は、山岳にいる他人に配慮した上で行動しなければならない。過度の雑音、無線機材やアンテナの配慮無い設定、その他は、とうてい許容できないものであり、潜在的に SOTA プログラムのイメージを悪化させる事になる。私有地や他者の財産を不法侵害することはいかなる理由でも正当化はできない、そして、地主の要求には絶対に従わなければならない。山岳運用に際して車両を駐車するとき、道路や出入口を妨げることを避けるために注意が必要である。もし、その車両に SOTA ステッカーが貼ってあるならば、あなたはがその場に不在だとしても SOTA のイメージを悪化させることとなる！

Summits on the Air – General Rules (JA)

Activator と Chaser は、当人の許可された免許の範囲内で、いつでも運用しなければならない。SOTA プログラムへ参加することは、オンエア時の当人の言動をアマチュア・バンド内の他のユーザーの前で白日にさらされる訳であり、そのような罵詈雑言や、故意による妨害のような不正行為は許されるものではない。

上記のように、参加者は、Programme の精神に則って行動することが必要である。

3.7.4 Expedition の実行能力

Activator は自らが計画した Expedition を実行する能力がなければならず、適当な無線機材を可搬し、地形を考慮し、気象状況、その他に対処しなければならない。そして、Activator は完全な自己責任で SOTA プログラムに参加することになる。SOTA プログラムは怪我や死亡事故、または他のいかなる損害に対する責任も取ることはできない。Activator は、登山というものが本質的に危険を伴う行動であることを認識してほしい。山岳において事故は常時起こる可能性があり、その可能性も高い、このリスクや危険は SOTA プログラムにとって無関係である。

3.8 Chaser のルール

1. Chaser は、必要な無線設備の運用に関する免許を持っていないなければならない。
2. Chaser はサミットにおける Expedition と QSO を行わなくてはならない、また、少なくとも両者のコールサインと双方向の RST レポートの交換が必要。可能な場合は、SOTA Reference Number (ID 番号) は QSO の一部として得られなければならない。
3. 2004 年 1 月 1 日からの QSO が有効であり、ある 1 か所のサミットとの QSO は 1 日 (00:00 から 23:59 UTC) 1 回だけが得点となる。
4. 地上のリピーターを経た QSO は、得点として加算できない。
5. アワードを取得申請を行う Chaser は、申請に関わるすべての Expedition との QSO の詳細なログデータの提出が必要となる。
6. QSL カードは、必要ではない。
7. Activator も他のサミットにて運用されている Expedition との QSO を Chaser の得点として申請できる。

3.8.1 スコア

サミットとの QSO のスコアは、ひとつの Expedition において 1 回の QSO が申請可能。同じ Expedition との複数の QSO は加点されない。

3.9 SWL のルール

1. アマチュア無線の免許を持つ必要は無く、誰でも SWL 部に参加することができる。
2. SWL はサミットからの Expedition と他のアマチュア無線局との間で行われる QSO を受信しなければならない。そして、その QSO において、少なくとも両者のコールサインと双方向の RST レポートが交換され、この情報は、SWL によって記録されなければならない。QSO の一部として伝達される、SOTA Reference Number (ID 番号) は、記録されなければならない。
3. 2004 年 1 月 1 日からの受信レポートが有効であり、ある 1 か所のサミットの受信レポートは 1 日 (00:00 から 23:59 UTC) 1 回だけが得点となる。
4. 地上のリピーターを経た QSO の受信レポートは、得点として加算できない。
5. アワードを取得申請を行う SWL は、申請に関わるすべての Expedition との QSO の受信レポートの詳細なログデータの提出が必要となる。
6. QSL カードは、必要ではない。

3.9.1 スコア

サミットの QSO の受信のスコアは、ひとつの Expedition において 1 回の受信レポートが申請可能。 同じ Expedition との複数の受信レポートは加点されない。

3.10 電波形式と周波数バンド

すべてのアマチュア無線の電波形式と周波数バンドが SOTA プログラムで有効である。

3.11 スコアシステムについて

運用されるサミットの標高による加算点は、これが明らかに非実用的でない限り(下記参照)、スコアシステムとして導入されなければならない。 各々のサミットは、その標高によって特定の加算点が与えられる。 6 つの標高バンドが運用地点の標高 (メートル表記もしくは、オプションとしてフィート表記) で定められていて、その加算点と標高の関係は各支部によってそれぞれ定義されている。 支部ごとに決められる標高バンドは、Association Manager によって定義され、支部ごとの参照マニュアルで示されなければならない。 得点ポイントは、以下の通りに Activators と Chasers に与えられます:

標高バンド 1 : 1 ポイント

標高バンド 2 : 2 ポイント

標高バンド 3 : 4 ポイント

標高バンド 4 : 6 ポイント

Summits on the Air – General Rules (JA)

標高バンド 5 : 8 ポイント

標高バンド 6 : 10 ポイント

該当する支部のエリアが比較的小さな標高である場合、たとえばベルギーやマン島のような地形、サミットを各々の高さバンドに割り当てるために、それは適用できない場合や、不可能な場合がある。このような場合、より標高バンドのいくつかは、省略される可能性がある。

3.11.1 スコアに関するその他のオプション

標高による得点加算が明らかに非現実的である場合 Association Manager は SOTA 本部のマネジメントチームに代わりの評価法を提案し、承諾を得て得点加算方法に採用することが可能である。そのような得点加算システムは、支部で管轄するあらゆるサミットで考慮されなければならない。そのような代替えの得点システムを構築して、SOTA 本部のマネジメントチームの承諾を得ることは、Association Manager が行う。

3.11.2 シーズンボーナスオプション

Association Manager の裁量で、支部内で Expeditions を行う、すべての Activator に、シーズンボーナスを適用することができる。ボーナス期間の間に山岳での安全な登山のために、余分の安全器材が必要であるという事実に加え、それを使う技術を必要とすることがボーナスとして加点を認められる。たとえば、気温変動が非常に大きな冬季に、または、モンスーンの季節など、またその他の過酷な環境条件に対してボーナスが付与される場合がある。1年間で1回、最大4か月の期間でシーズンボーナスが付与される。ボーナスはより高いサミットに登頂する Expedition に適用され、すべてのケースで、3ポイントとなる。

Association Manager はシーズンボーナスのためにその支部内での適用を決定するが、安全上の考慮は必要である。Association Manager は、ボーナス期間の日付とボーナスが適用されるサミットの最低の標高を定める。広大な地域を担当する支部については、かなりの気候的なバリエーションがあるため、異なる地域ごとに、異なるシーズンボーナス基準を設けるなど、適切に決定する必要がある。Association Manager は、そのような申請を補助資料などとともに SOTA 本部のマネジメントチームに提出しなければならない。

3.11.3 Activator のスコア計算における優先順位

Activator が1年の間に複数回のサミットからの運用を行う場合には、Activator はどの Expedition を使って得点を要求しても良い。1つの Expedition が季節ボーナスが適用される期間の間にあるならば、より高い得点を使って Expedition の申請をすることができる。

3.12 ドキュメンテーション

SOTA ドキュメント類は Microsoft Word 文書を使って作成、維持されて、アドビ PDF 形式で公開される。すべての SOTA 文書は、正確に SOTA スタイルに従うように書式を設定されなければなりません。テンプレートは、請求があれば提供することができる。文書が公式に公開されたことを示すために SOTA マネジメントチームによって出されるユニークな文書番号を、すべての文書に付与される。レジスターは、すべての公式に公表された文書をリストとして保管される。

3.12.1 一般規則

一般規則 (この文書) は、SOTA プログラムを運用する構成を定義します。この一般規則は SOTA のマネジメントチームによって維持されます。

3.12.2 支部参照マニュアル

各々の支部代表者は支部参照マニュアル (ARM) を作成します。そして、それは支部の地域ごとの必要に応じて SOTA プログラムをカスタマイズする目的に特有のデータから成ります。英語で、そして、任意に支部にふさわしい他のどの言語でも、ARMs は出版されます。

ARM は、以下のセクションから成ります：

第 1 章 更新管理

第 2 章 支部参照データ。

この支部固有の SOTA 運用ルールは最低限含まれていなければなりません。さらに、この部分は参加者の役に立つ一般的な情報も含むことがある。

第 3 章 山頂参照データ。

この章は、SOTA データベースに登録されている表の形の山頂データである。テーブルは支部内の地域ごとに分けられる場合があり、参加者に役に立つ地方に特有の情報も含むことがある。このテーブルで必要とされる最小限の情報は、以下の通り：

1. SOTA 番号。 山頂の ID 番号。
2. 山岳、山頂の名前。望ましくは、これは、該当する地域の地図の上で示される名前でない限りならない。名前が示されないならば、地元で使い古した名前が使われる場合もある。
3. 場所。 誤差、250 メートル以下の精度を持つ、十進法で表わされた緯度と経度を使用したもの。場所については、他フォーマット (例えばメーデンヘッド・ロケーター・システムまたは全国的に認められた矩形の参照システム) で指定されている場合がある。
4. メートル単位の山頂の海拔高度。
5. フィート単位の山頂の海拔高度。

Summits on the Air – General Rules (JA)

6. 山頂に付与される得点ポイント。

新しい山岳、山頂データを追加したり、他の変更が必要になった場合に、この支部参照マニュアル (ARM) を維持することは、支部代表者の責任である。データに変更がなされるときはいつでも、支部代表者は SOTA マネジメントチームに改訂されたマニュアルと関連データベースファイルを送らなければならない。発効日は、支部代表者と SOTA マネジメントチームの間で同意されなくてはならない。 支部参照マニュアル(ARM)は、SOTA マネジメントチームによって正式に認証されなくてはならない。 支部参照マニュアル(ARM)が順当に認可されたとき、該当する支部は初めて該当する国、地域での運用が認められる。

3.12.3 他の文書

上記以外の文書は、必要に応じて作成される場合がある。

3.12.4 優先順位

支部参照マニュアルとの解釈の間にいかなる理解の相違がある場合でも、この一般規則のほう優先される。 一般規則は、公式、非公式を問わず、他の全ての SOTA プログラムに関連した文書より優先される。 例えば、運用ガイドライン (Activator's Guidelines 等) 。 一般規則が他国の言語に翻訳された場合に、理解、解釈に相違がある場合は、英語版が他の言語版よりも優先される。

3.13 アワード

3.13.1 プログラムのアワード

証明書とトロフィーは全ての SOTA プログラムで達成を認めた場合に付与されます。 すべての支部からの申請が有効である。 アワードには、2つのカテゴリーがある：

All Summits Award 賞： 一般規則の 3.7 章、3.8 章、または、3.9 章の資格取得基準を前提としたすべての山頂をカウントする

Unique Summits Award 賞： 各々の山頂とは、複数回の交信を行った場合でも、一度だけカウントし、その数が 100、250、500、1000、2500、5000 ポイントと順次受賞を受ける。 別々の証明書は、Activators、Chasers と SWL 部で与えられます。 アクティベータ、チェイサー、SWL ごとに別の賞を受けることができる。

All サミット賞カテゴリーにおいて、以下のトロフィーは、請求に基づいて付与される：

Summits on the Air – General Rules (JA)

1000 ポイントを達成したアクティベータのための「Mountain Goat (山のヤギ)」トロフィー。

1000 ポイントを達成したチェイサーのための「Shack Sloth (シャックの怠け者)」トロフィー。

1000 ポイントを達成した Short Wave Listeners のための「SWL」トロフィー。

すべての証明書とトロフィーは、請求が有り次第、SOTA マネジメントチームのアワード管理者によって、オンライン・データベースにアップロードされるログに基づいて審査され、発行される。発行、付与に関わる費用は料金として申請者に請求される。

3.13.2 支部スポンサーとなるアワード

SOTA プログラム全体に関わる証明書とトロフィーに加えて、各国支部は支部ごとのアワードシステムを制定することができる。そして、それは支部代表者によって付与される。これらのアワードシステムは、支部参照マニュアルで定められなければならない。

3.14 管理

SOTA のマネジメントチームはボランティアの原則で SOTA プログラムを管理し、すべての支部での SOTA プログラム活動に対して全体的な責任を持つ。その SOTA マネジメントチームの決定が最終決定である。SOTA マネジメントチームは支部ごとに支部代表者を任命します (通常当該国に在住する国民)。そして、その人はその支部で SOTA プログラムの活動においてアドバイスする役割を持つ。特に、支部代表者は、該当する支部のために支部参照マニュアルを作成し、維持し、マネジメントチームと共にその内容を承認する。支部組織内で支部代表者が不在であることが見つかった場合、新任の支部代表者が任命されるまで、SOTA マネジメントチームがこの役割を担う。支部代表者は、必要に応じて独自の判断で、支部内の細分化された地域で、地域マネジャーを任命し、ローカルでの知識を支部代表者と SOTA マネジメントチームに提供する。地域マネジャーは、その地域を訪問する予定のアクティベータのためのアドバイスを提供するために、コンタクトされる場合がある。

3.15 情報公開

山頂でのアクティベータ (運用者) は、チェイサーが QSO を行う機会を増大するために、もともとアクティベータが計画したペディションの内容を公表することが奨励されます。興

Summits on the Air – General Rules (JA)

味を持つグループや参加者は、この目的のために、インターネットのシステムを構築した。また山岳山頂 ID 番号を付与された山岳リストは、ウェブ上で公開され、支部のプログラム規則についても、ウェブサイト上で公開される。

3.16 SOTA 運用周波数

SOTA プログラムのために指定された周波数は存在しない。しかし、アクティベータが特定の Expeditions のために活動中である周波数を予告提案することは奨励されます。ほとんどの運用は QRP であることが想定され、この場合は、国際的に認められた QRP での運用周波数の使用を考慮する必要がある。

3.17 商標と著作権

「Summits on the Air」、SOTA と SOTA のロゴは、SOTA プログラムの商標である。また、プログラムによって公開されるすべての文書は、SOTA プログラムが著作権を有す。

3.17.1 SOTA 名とロゴの使用

プログラムに明らかに関連がある非商業的な目的のためであれば、SOTA 名とそのロゴは自由に使用することができる。例えば、QSL カード、または、個人ウェブサイトの一部として、SOTA のロゴの使用をすることができる。SOTA 名またはロゴを利用することを望んでいる商業的な組織は、SOTA マネジメントチームと、その計画について、あらかじめ合意を得る必要がある。いかなる場合でも、SOTA ロゴは内容、色と縦横比などを変更することはできない。縦横比を保った状態での、ロゴ全体のサイズについては、文書の配置に合うように調整することができる。SOTA ロゴがウェブサイト上で使われる場合、ロゴ・グラフィックは公式 SOTA ウェブサイト (<http://sota.org.uk>) へのリンク情報を含めることができる。SOTA ロゴ・グラフィックから、上記以外の他のサイトへリンクについては許可されない。